

今別町水道スマートメーター及び水道検針自動化サービス（クラウドシステム）導入事業に関する公募型プロポーザル募集要項

1 目的

本町が行う水道スマートメーター及び水道検針自動化サービス（クラウドシステム）導入事業について、提案者からのプロポーザル（企画提案）に基づき総合的に審査し、最も適格な事業者を選定することを目的とします。

2 企画提案書の提出を求める事項

（１）企画提案書の提出を求める事業の名称

今別町水道スマートメーター及び水道検針自動化サービス
（クラウドシステム）導入事業

（２）業務期間

令和７年８月上旬（契約締結の日の翌日）から令和８年３月~~31日~~１７日まで

※事務手続きにより、契約日は前後することに留意すること。

（３）業務内容

別添「今別町水道スマートメーター及び水道検針自動化サービス（クラウドシステム）仕様書」のとおり

（４）見積上限額

40,265,500 円

（機械及び装置購入費。消費税及び地方消費税を含む。）

※上限額を超えて見積もることはできません。

- ・ 電子式水道メーター13mm 1,080 個
- ・ 電子式水道メーター20mm 130 個
- ・ 電子式水道メーター25mm 25 個
- ・ 電子式水道メーター30mm 10 個
- ・ 電子式水道メーター40mm 15 個
- ・ 電子式水道メーター50mm 15 個 計 1,275 個
- ・ 無線端末付き遠隔カウンターまたは遠隔カウンターと無線端末のセット
1,275 個（ただし、積雪時等でも正常な通信ができるもの。）

3 企画提案書を提出する者に必要な資格

企画提案書を提出することができる者は、（１）から（１０）までに掲げる条件をすべて満たす者としてします。

- (1) 青森県内に、本社、本店若しくは、契約権限を委任された支店、支社又は営業所があること。
- (2) 水道スマートメーターおよび、水道検針自動化サービス（クラウドシステム）を自社製品として提供と運用ができること。
- (3) 水道スマートメーターおよび、水道検針自動化システム（クラウドシステム）の提供と運用の実績を有していること（試験運用も含める）。
- (4) サービス提供するクラウドシステムは通信キャリア各社が運営するセルラーネットワークによるLPWA通信網を用いること（回線接続が可能なこと）。
- (5) 国税、都道府県税および、市町村民税を滞納していないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく公正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (8) 公告から受託者を決定する日まで、今別町入札参加資格者に係る指名停止等措置要領の規定による指名停止措置の対象となる行為をしていないこと。また、他自治体においても同様の停止措置の対象となる行為をしていないこと。
- (9) 今別町暴力団排除条例（平成23年今別町条例第16号）第2条に該当しないものであること。

4 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類及び提出部数
 - ア 今別町水道スマートメーター及び水道検針自動化サービス（クラウドシステム）に関する公募型プロポーザル参加表明書（様式第1号） 1部
 - イ 誓約書（様式第2号） 1部
 - ウ 事業者概要書（任意様式） 10部
 - ※法人等の名称、所在地、代表者の氏名、従業員数等の記載のあるパンフレット等、様式は任意とします。
 - エ 直近1年間の確定年度（年）の国税・県税・市町村税納税証明書または滞納がないことが分かるもの 1部
 - ※写し可。
 - オ 企画提案書提出書（様式第4号） 1部（企画提案書は10部）
 - ※企画提案書のほか、自社制作のリーフレットなどの資料を添付しても構

いません。

※併せて、企画提案書については、電子メールで下記提出先にお送りください。容量が大きく、電子メールによりがたい場合は、他の方法（ＣＤ、ＤＶＤ等）での提出も可とします。

カ 業務実績報告書（様式第５号） １部

キ 業務実績報告書の動画（一部でも可）を記録したＤＶＤ １枚

ク 見積書（様式第６号） １部

（２）提出方法

持参、郵送（配達証明）または宅配便（手渡したことが証明されるものに限る。）によるものとします。なお、持参の場合は、事前に提出先に電話連絡を行った上で持参してください。

（３）提出期限

ア 参加表明書、誓約書、事業者概要書、直近１年間の確定年度（年）の国税・県税・市町村税納税証明書または滞納がないことが分かるもの

令和７年７月２日（水）１６時（必着）

イ 企画提案提出書、業務実績報告書、見積書

令和７年７月１７日（木）１６時（必着）

※提出後における企画提案書の追加及び変更はできません。

（４）提出先

〒０３０－１５０２ 青森県東津軽郡今別町大字今別字今別１６７番地

今別町役場 産業建設課 宛

ＴＥＬ ０１７４－３５－３００７（直通）

ＦＡＸ ０１７４－３５－２２９８

電子メール suidou@town.imabetsu.lg.jp

（５）参加の辞退

参加表明書または企画提案書の提出後、参加の辞退を行う場合は、署名、押印がされた任意の書式で申し出てください。

（６）その他

参加表明書を提出した場合でも、提出期限までに企画提案書等の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなします。

５ 企画提案書の作成要領等

（１）提出する書類形式

日本工業規格Ａ列４番の用紙を用い、縦・横書き、左綴じを基本として２０ページ以内（表紙、裏表紙、リーフレット等は含まず。）で作成してください。

(2) 提出書類作成に当たっての留意事項

今別町水道スマートメーター及び水道検針自動化サービス（クラウドシステム）に向けた提案内容を具体的かつ簡潔に記載してください。また、企画提案書の記載にあたっては、文章を補充するために必要なイラスト、イメージ図等を使用しても構いません。なお、表紙に「今別町水道スマートメーター及び水道検針自動化サービス（クラウドシステム）提案書」と標記してください。

6 質問及び回答について

提案書作成等に関する質問は、作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けないものとします。

(1) 受付期間

令和7年6月18日（水）9時から令和7年6月24日（火）17時まで
17時まで

(2) 提出方法 質問・回答書（様式第3号）による電子メールでの提出に限ります（受付期間必着のこと）

(3) 送信先 下記のメールアドレスとします。

電子メール：suido@town.imabetsu.lg.jp

なお、メール送信後は送信確認を電話により行ってください。

(4) 回答方法 担当課が随時、電子メールにて回答します。

7 プレゼンテーションの実施

企画提案書の内容について、プレゼンテーションを実施します。（令和7年7月25日（金）実施予定。ただし、応募状況等により実施日が変更となる場合があります。）プレゼンテーションの日程、実施場所等については、企画提案書の提出者（以下、「提案者」という。）に別途通知します。

なお、プレゼンテーションの実施時間については、全体で40分程度とし、提案者による企画提案書の説明に30分、審査委員からの質問時間に10分程度を予定しています。

また、プレゼンテーションは、既提出の企画提案書を基本に用いることとしますが、パソコン、大型モニター等を使用して企画提案書をプレゼンテーションすることも可とします。その際は、あらかじめ企画提案書提出書（様式第4号）にパソコン、大型モニターを使用する旨を記載してください。

なお、リモートによるプレゼンテーションも可とし、来庁しての説明とリモートによる説明を併用しても差し支えありません。その際も、企画提案書提出書にその旨を記載してください。リモートのみで行う場合は、当町がパソコンを用意

しますが、Web会議アプリケーションはズームのみ対応となるので留意してください。

リモートでプレゼンテーションを行う場合は、プレゼンテーション実施日の前々日までに、4（4）に定める電子メール（suidou@town.imabetsu.lg.jp）に対して、実施日当日に使用するアドレスを送付してください。

8 審査及び評価について

町が設置する選定委員会において、企画提案書及びプレゼンテーションの提案内容について、総合的に審査及び評価を行い、最も優秀な事業者を選定します。

なお、その評価項目及び配点は次のとおりです。

評価項目		評価基準	配点
①	業務実施体制	本業務に必要な能力を有する人材の確保と適切な業務遂行が期待できるか。	10
		業務遂行に係る企業支援体制と支援内容であるか。	10
②	提案内容	本業務の目的に合致し、要求に沿う提案であるか。	10
		本業務の遂行するにあたり、有効な内容が具体的に提案されているか。	10
③	現地対応	住民や職員、水道メーター設置業者の負担が少なくなり、住居の外観等に影響がないような施工上の工夫が提案できているか。	10
		電波不感地域等、本町の通信環境を考慮した工夫が提案できているか。	10
		業務受託後、本町への支援対応が十分な内容であるか。	10
④	付加価値サービス	付加価値サービス（漏水管理・見守りなど）の実現性と持続性が提案できているか。	10
		付加価値サービス（漏水管理・見守りなど）の実施実績があるか。	10
⑤	将来に向けた提案内容	将来に於ける更なる付加価値の可能性が提案できているか。	10
⑥	プレゼンテーション	提案内容の説明は十分な理解を得られるものであるか。	10
⑦	見積金額	見積金額は適正であるか。	10
合計			120

9 選定結果の通知

選定結果は、提案者に対して令和7年8月上旬（予定）に書面により通知します。

10 費用負担及び留意事項

- (1) 企画提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等に要する費用の一切は提案者の負担とします。
- (2) 企画提案書は、1事業者につき1提案とします。
- (3) 提出書類等については、本町から内容等について疑義照会や追加資料の提出を求めることがあります。
- (4) 提出された企画提案書等が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、これを無効とし、提案者は本プロポーザルへの参加資格を失います。
 - ア 提出方法、提出先、提出期限等が本要項その他の定めに適合しないもの
 - イ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
 - ウ 虚偽の内容が記載されているもの
- (5) 提出された企画提案書等は返却しません。提案書類等については、本町組織内でコピーし、配布することはありませんが、審査・評価及び選定以外の利用はしません。
- (6) 企画提案書等の著作権は提案者に帰属します。ただし、当町が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、事業者の承諾を得ずに提出書類等の内容が無償で使用できるものとします。
- (7) 選定した提案者との契約及び契約書は、今別町財務規則（令和元年今別町規則第8号）の定めるところによるものとします。なお、契約内容については、別途手続きを行います。

また、契約締結後に受託者が本提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとします。
- (8) 本プロポーザルに係る情報公開請求があったときは、今別町情報開示条例（平成13年今別町条例第5号）に基づいて、提出書類等を公開することがあります。
- (9) この公募型プロポーザルに係る一連の手續及び契約等に関する手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

11 問合せ先

今別町役場 産業建設課 古村

TEL 0174-35-3007（直通）

FAX 0174-35-2298 電子メール:suidou@town.imabetsu.lg.jp